



茨城労働局発表
平成25年5月31日

【照会先】
茨城労働局労働基準部(健康安全課)
課長 青山 努
課長補佐 中島 英明
(直通電話)029(224)6215

職場での熱中症予防対策について

～猛暑の平成22年は3名が死亡～

茨城労働局（局長 中村俊一）は今年の夏は平年より気温が高くなることが見込まれるため、暑さが本格化する前から熱中症に対する予防対策の徹底を喚起しています。

記

1 茨城県内の熱中症発生状況

平成15年以降の茨城県内の熱中症の発生状況を見ると、毎年、熱中症による死傷者が発生しており、特に、猛暑となった平成22年が最も多く、26人の死傷者が発生し、そのうち3人が死亡しています。

2 職場での熱中症予防対策について

今年の夏は平年より気温が高くなると見込まれていますので、暑さが本格化する前から職場での熱中症対策の徹底することが重要です。

職場での熱中症の具体的な予防対策は次のとおりです。

- ① 「WBGT値」を測定することなどによって、職場の暑熱の状況を把握し、作業環境や作業、健康管理を行うこと
- ② 熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）を計画的に設定すること
- ③ 自覚症状の有無にかかわらず、水分・塩分を摂取すること
- ④ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある、糖尿病などの疾患がある労働

者への健康管理を行うこと

◎平成25年の職場での熱中症予防対策の重点的な実施についての概要

1 建設業や、建設現場に付随して行う警備業では、特に次の4項目を重点事項とします。

- (1) WBGT基準値を超えることが予想される場合には、簡易な屋根の設置、スポットクーラーの使用、作業時間の見直しを行うとともに、単独での作業を避けること。

作業時間については、特に、7、8月の14時から17時の炎天下等でWBGT値が基準値を大幅に超える場合には、原則作業を行わないことも含めて見直しを図ること。

- (2) 作業者が睡眠不足、体調不良、前日に飲酒、朝食を食べていない、発熱下痢による脱水等の場合は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼の際にその状態が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

- (3) 管理・監督者による頻繁な巡視や、朝礼等の際の注意喚起等により、自覚症状の有無に関わらず、作業者に水分・塩分を定期的に摂取させること。

- (4) 高温多湿な作業場所で初めて作業する場合には、順化期間を設ける等配慮すること。

2 製造業では特に次の2項目を重点事項とします。

- (1) WBGT値の計測等を行い、必要に応じて作業計画の見直し等を行うこと。

- (2) 管理・監督者による頻繁な巡視や、朝礼等の際の注意喚起等により、自覚症状の有無に関わらず、作業者に水分・塩分を定期的に摂取させること。

(用語の説明)

○ 熱中症：

高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウム等）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。

めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れます。

○WBGT (Wet-Bulb Globe Temperature) 値：

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、乾球温度・自然湿球温度・黒球温度から算出する数値です。

○熱への順化期間：

熱に慣れ、当該環境に適応させるために計画的に設ける期間です。

(参考)

○厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/h25necchuushou.html>

○環境省熱中症予防サイト

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

第1表

業務上疾病の推移

疾病別		年 別									
		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
(1) 負傷に起因する疾病 (腰痛)		127	95	113	122	131	120	96	90	111	113
物理的 因子による 疾病	(2) 有害光線による疾病							2	2		
	(3) 電離放射線による疾病										
	(4) 異常気象下における疾病										
	(5) 異常温度条件による疾病	3	15	②14	4	①9	9	5	③26	15	9
	(6) 騒音による耳の疾病			1							1
	(7) (2)～(6)以外の原因による疾病	1			3	2			1	1	
	作業態様 に起因する 疾病	(8) 重激業務による運動器疾患と内臓脱	1		1		2		1	3	3
(9) 負傷によらない業務上の腰痛		3	6	23	13	12	29	29	38	27	22
(10) 振 動 障 害					1	2	2		1		1
(11) 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群		5	7	7	7	3	6	12	4	7	3
(12) (8)～(11)以外の原因による疾病		1	2	2	1	5	4	1	2	4	1
(13) 酸 素 欠 乏 症		①1							①1		
(14) 化学物質による疾病(がんを除く)	7	7	①7	12	①5	①3	2	1	13	1	
(15) じん肺症及びじん肺合併症	18	13	4	8	17	8	7	6	3	2	
(16) 病原体による疾病	9	7	2	1	2	5	2	1	5	1	
がん	(17) 電離放射線によるがん										
	(18) 化学物質によるがん										
	(19) (17)～(18)以外の原因によるがん										
(20) その他業務によることの明らかな疾病	3	①5	2	1	②7	①4	4	2	7	③4	
合 計		178	②158	③176	173	④197	②190	161	④178	196	③161

- (注) 1 資料出所:「労働基準行政情報システム」
 2 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理した。
 3 (1)負傷に起因する疾病欄の腰痛は内数である。
 4 ④内は死亡者数で内数である。

第2表

熱中症死亡災害発生状況（平成15年～平成24年）

（茨城県内発生分）

NO. 発生日時	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	災害の概要
平成17年 7月 16～17時	分類不能 30歳代 0ヶ月	畜産業	厩舎内において、入社を希望する者が厩舎の清掃作業等を体験就労中、体調不調を訴え、救急車で病院に搬送されたが、約12時間後に死亡したもの。 当日は、台風一過で気温が高く、死因は、熱射病を原因とする横紋筋融解症と検案されている。
平成17年 9月 15～16時	貨物自動車 運転者 60歳代 9年	一般貨物自動車 運送業	被災者は、荷受のため13時前に工場に入り、14時から14時30分頃まで荷受をしていたが、15時45分頃、工場内に停車していた被災者のトラック脇の路上に横たわっているのが発見された。 病院に搬送されたが、5日後、熱中症による多臓器不全で死亡した。
平成19年 8月 2～3時	作業員・技能者 30歳代 1年	一般飲食店	ラーメン店の厨房において、ラーメンの下準備作業中、足元がふらふらし体調不良の状態になったので、屋外へ通じている通路で休んでいたものの、更に症状が悪化したため、救急車で病院に搬送されたが、翌日発症から約25時間後に熱射病により死亡した。
平成22年 6月 16～17時	製造工 30歳代 7日	セメント・ 同製品製造業	事業場建屋内（屋根はあるが障壁はない場所）で被災者はコンクリート型枠の組立や掃除の作業をしていた。作業が一段落し、休憩所で5分程度の休憩ののち、作業場に戻らず門の外に向かって歩いていき、突然道路上で倒れたもの。病院に搬送されたが翌日死亡した。 熱中症と推定される。
平成22年 7月 14～15時	作業員・技能者 30歳代 3日	農業	サボテンを栽培するビニールハウス内で、被災者が倒れているのを同僚により発見されたが、搬送先の病院で死亡したもの。被災者は、当日午前より農薬の散布作業を行っていたが、農薬から身を守るため、防毒マスクやポリエステル製の作業着を着用していた。同日午後2時30分の気温は35.4度を記録していた。なお、被災者は入社3日目だった。
平成22年 7月 14～15時	作業員・技能者 60歳代 14ヶ月	畜産業	被災者は、養鶏場で採卵作業に従事し、昼休みに作業場から約1km離れた休憩所で食事をとったあと、自転車に戻る途中の道路上で倒れ、死亡した。 熱中症と推定される。